

## 大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、技能習得への意欲向上及び県内のものづくり分野の人材確保・育成を図るため、25歳未満の在校生が、機械保全技能検定の2級又は3級の実技試験を受検するための手数料に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「機械保全技能検定」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第44条に基づき実施される試験のことをいう。

(2) 「在校生」とは、受検申請日時時点で、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 法第15条の7第3項に規定する、大分県内の公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者

イ 法第25条の規定により設置される、大分県内の職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する、大分県内の高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

### (補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、在校生のうち、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 機械保全技能検定の2級又は3級の実技試験を受検しようとする者

(2) 当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において25歳に達していない者

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者ではない者

(4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者ではない者

### (補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	機械保全技能検定2級又は3級の実技試験受検手数料
--------	--------------------------

補助額	2級：9,000円／1作業 3級：7,100円／1作業
-----	--------------------------------

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添付し、受検票が到着した日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大分県技能検定受検支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)
- (2) 機械保全技能検定試験の受検票の写し
- (3) 実技試験受検日において、在学していることが確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 天災・その他受検者の責めに帰することのできない事由により受検できず、受検手数料の返還を受けた場合は、廃止承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (4) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による額の確定は、大分県技能検定受検支援事業費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、大分県技能検定受検支援事業費補助金交付請求書(第4号様式)を、実技試験を受検した日から30日を経過した日、又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和4年度の予算に係る大分県技能検定受検支援事業費補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年度大分県技能検定受検支援事業費補助金  
交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

【申請者】

住 所  
(フリガナ)  
氏 名

大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請し、併せてその実績を報告します。

記

①受検者氏名	
②受検者生年月日	
③学校名（訓練施設名）	
④実技試験受検日	年 月 日
⑤職種・作業名	機械保全（職種）（作業）
⑥等級	級
⑦補助対象経費	どちらか1つに○をつけてください。 ア 15,400円（2級の実技試験に限る。） イ 10,000円（3級の実技試験に限る）
⑧交付申請額	どちらか1つに○をつけてください。 ア 9,000円（2級の実技試験に限る。） イ 7,100円（3級の実技試験に限る）

【添付書類】

1. 機械保全技能検定試験の受検票の写し
2. 実技試験受検申請日において、在学していることが確認できる書類の写し（県立高等学校又は県立職業能力開発施設に在学する者については、各学校又は施設において在校生であることを確認するため不要）
3. その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

年度大分県技能検定受検支援事業廃止承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

【申請者】

住 所

（フリガナ）

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県技能検定受検支援事業について、下記のとおり廃止したいので承認されるよう、大分県技能検定受検料支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

記

1 廃止の理由

(公印省略)

第3号様式(第7条関係)

年度大分県技能検定受検支援事業費補助金  
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった 年度大分県技能検定受検支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の額の確定額 金 円

4 補助条件

- (1) 天災・その他受検者の責めに帰することのできない事由により受検できず、受検手数料の返還を受けた場合は、廃止承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (4) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第9条関係）

年度大分県技能検定受検支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

【申請者】

住 所  
(フリガナ)  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知のあった 年度大分県技能検定受検支援事業費補助金について、下記により支払われるよう大分県技能検定受検支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 金額	どちらか1つに○をつけてください。	
	ア 9,000円（2級の実技試験に限る。） イ 7,100円（3級の実技試験に限る。）	
2 振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	口座番号	(普通・当座)
	フリガナ	
	口座名義人	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（別紙）を提出してください。

別紙

委任状

大分県知事 殿

年 月 日

私は、

(代理人)

住 所

氏 名

を代理人と定め、大分県技能検定受検支援事業費補助金の受領に関する権限を委任します。

(委任者)

住 所

氏 名